

## 九州大学における自家用車の業務使用に関する取扱要項

実 施：平成21年10月 1日

最終改正：平成27年 3月30日

### 1 趣旨

この要項は、九州大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「職員」という。）が自家用車を本学の業務のために使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

- (1) この要項において「自家用車」とは、職員が所有し、又は使用する権利を有し、かつ、通常使用している自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) この要項において「部局長」とは、国立大学法人九州大学旅費取扱細則別表第1に掲げる旅行命令者をいう。ただし、職員が自家用車を基幹教育の実施のために使用する場合には、当該基幹教育を統括する基幹教育院長とする。

### 3 自家用車業務使用基準

自家用車の業務使用は、職員が授業その他の業務のため別表に定める地区間を移動する必要がある場合であって、公用車の利用ができず、かつ、次のいずれかに該当するときに限るものとする。

- イ 学内連絡バス及び公共交通機関の利用が困難な場合又は学内連絡バス及び公共交通機関を利用すると業務の遂行が著しく遅滞するとき。
- ロ 業務に必要な機器等を運搬する必要があるとき。
- ハ 事故等により緊急を要するとき。
- ニ その他部局長が必要と認めたとき。

### 4 自家用車の基準

業務に使用できる自家用車は、自動車損害賠償責任保険及び次のいずれにも該当する自動車任意保険に加入しているものであって、かつ、当該自家用車を業務に使用する場合に当該自動車保険が適用されるものに限るものとする。

- イ 対人賠償保険 1名につき無制限
- ロ 対物賠償保険 1事故につき無制限
- ハ 人身傷害補償保険 1名につき3,000万円以上

### 5 職員の基準

自家用車を業務に使用することができる職員は、次のいずれにも該当する者とする。

- イ 申請時に、引き続き1年以上自動車を日常的に運転している者
- ロ 過去3年間において、免許停止以上の処分を受けていない者
- ハ 過去1年間において、自らの過失による交通事故を起こしていない者
- ニ 心身の状態が良好で安全の確保に不安がない者

### 6 自家用車業務使用登録の申請

- (1) 自家用車を業務に使用する職員は、あらかじめ「自家用車業務使用登録申請書」（別紙様式1）により、部局長に自家用車業務使用登録を申請するものとする。
- (2) 部局長は、(1)の申請内容が4及び5の基準を満たしているときはこれを許可し、「自家用車業務使用登録番号簿」（別紙様式2）に登録するものとする。
- (3) 部局長は、(2)の許可及び登録を行ったときは、これを職員に通知する。
- (4) 職員は、届け出事項に変更が生じた場合は、別紙様式1により、遅滞なく登録事項の変更を部局長に届け出るものとする。

### 7 自家用車業務使用許可の申請

- (1) 職員は、自家用車を業務に使用するときは、あらかじめ「自家用車業務使用許可申請書」（別紙様式3）により、自家用車業務使用許可を申請し、部局長の許可を受けなければならない。
- (2) あらかじめ(1)の申請を行うことができない場合は、(1)の規定にかかわらず、口頭

により許可を得て自家用車を使用することができる。この場合において、職員は、使用後直ちに「自家用車業務使用許可申請書」を提出しなければならない。

## 8 同乗者の制限

- (1) 職員は、自家用車の業務使用にあたり、業務に関係のない者を同乗させてはならない。
- (2) 職員は、他の者を同乗させようとするときは、同乗させようとする者の所属、職名（学生にあっては学年）、氏名及び同乗を必要とする理由を明らかにして、7の申請を行わなければならない。

## 9 禁止事項

職員は、自家用車の業務使用にあたり、次の行為をしてはならない。

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令に違反すること。

ロ 私用のために運転すること。

ハ 本人以外の者に運転させること。

ニ 心身の状態が、過労、睡眠不足、疾病その他の理由により運転することが不適当な状態で運転すること。

ホ 台風、洪水、地震その他の災害等で、運転することが危険であると認められるときに運転すること。

## 10 自家用車業務使用報告等

- (1) 職員は、7の許可を受けて自家用車を業務に使用したときは、「自家用車業務使用報告書兼地区間移動費請求書」（別紙様式4）により部局長に報告するとともに、所要の経費として、別表に定める地区間移動費（有料道路を利用した場合は、当該利用料金を含む。）を、立替払い請求できるものとする。
- (2) (1)の報告及び地区間移動費の請求は、原則として当月分をまとめて翌月の10日までに提出するものとする。

## 11 事故発生時の措置

自家用車を業務に使用している間に事故が発生したときは、直ちに運転を止めて、負傷者の救護、道路における危険防止、警察への通報等必要な措置を講じたうえで、速やかに部局長に報告しなければならない。

## 12 損害の賠償等

- (1) この要項の規定に基づき職員が自家用車を業務に使用している間に生じた事故による損害の賠償については、当該自家用車が加入する自動車保険による保険金をもって支払うものとする。
- (2) (1)において自動車保険による負担を超える損害の賠償が生じた場合、賠償金の不足額については、本学が負担するものとする。ただし、当該事故の原因又は事故後の措置等について職員に故意又は重大な過失があったときは、本学が負担した額の一部又は全部に相当する額について、当該職員に賠償を求めるものとする。
- (3) この要項の規定に違反して自家用車を業務に使用している間に生じた事故により、本学が当該事故による損害賠償責任を負う等の損害を受けた場合は、本学は当該職員にその損害について賠償を求めるものとする。
- (4) 当該自家用車を業務に使用している間に受けた毀損の修繕費及び当該運転者に課せられる罰金、科料、反則金等は当該職員が負担するものとする。

## 13 免責事項

本学は、職員が許可を受けることなく自家用車を業務に使用して起こした事故については、一切責任を負わないものとする。

## 14 実施

この要項は、平成21年10月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成23年10月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年9月1日から実施する。

附 記

1 この要項は、平成26年4月1日から実施する。

2 この要項の実施の日から全学教育科目を履修する学生が在学しなくなるまでの間における、この要項による改正後の九州大学における自家用車の業務使用に関する取扱要項の2の(2)の規定の適用については、同号中「基幹教育の実施のために使用する場合」とあるのは「基幹教育又は全学教育の実施のために使用する場合」とし、「当該基幹教育を統括する基幹教育院長とする。」とあるのは、「当該基幹教育及び全学教育を統括する基幹教育院長とする。」とする。

附 記

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

自家用車業務使用 【 登録 ・ 変更 】 申請書				
申請者	所 属 ・ 職 名		氏 名	
	免許証交付年月日	年 月 日	免許証有効期限	平成 年 月 日
	1年以上の運転経験	有 ・ 無	免停以上の処分等の有無（過去3年間）	有 ・ 無
	自らの過失による交通事故（過去1年間）	有 ・ 無	心 身 の 状 態	適 ・ 不適
車両	車 種 名		車 両 登 録 番 号	
	車 検 満 了 年 月 日		所 有 者 名 ・ 続 柄	
自賠責保険	契 約 会 社 等 名			
	契 約 者 氏 名		保 険 証 券 番 号	
	保 険 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
任意保険	契 約 会 社 等 名			
	契 約 者 氏 名		保 険 証 券 番 号	
	保 険 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
	対人賠償保険金額	無制限 ・ その他	対物賠償保険金額	無制限 ・ その他
	人身傷害補償保険金額	1名につき 万	※ 1名につき3,000万円以上とする。	
	業務に使用する場合の保険適用の可否	可 ・ 否 （使用目的別契約等による適用制限に注意）		
◎ 登 録 日	平成 年 月 日	◎ 登 録 番 号		
上記のとおり相違ないことを申立てます。				
氏名 _____ 印				

※ 申請の際に、登録・変更のいずれかに○をすること。◎欄は変更の場合に記入すること。

決 裁	
-----	--

自家用車業務登録 【 許可 ・ 不許可 】 通知書	
上記申請を <input type="checkbox"/> 承認し、下記のとおり業務使用自家用車として登録します。 <input type="checkbox"/> 不承認とする。	
職 名 _____ 氏 名 _____ (部局長) _____ (公印省略)	
業務使用登録日	平成 年 月 日
業務使用登録番号	
※ 使用にあたり、「九州大学における自家用車の業務使用に関する取扱要項」を遵守すること。 ※ 免許証有効期限、車検、保険期間等の期限が過ぎた場合は必ず変更の申請を行うこと。	
※ 決裁後、登録日・登録番号を記入し申請者に写を送付することにより登録許可通知とする。	



### 自家用車業務使用許可申請書

\_\_\_\_\_(部局長) 殿

所属・職名

氏 名

印

下記のとおり、自家用車を業務に使用したいので申請します。

年 月 日	移 動 地 区 間		業 務 内 容	片道・往復	備 考
	移動元	移動先			
平成 年 月 日		→		<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	
平成 年 月 日		→		<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	
平成 年 月 日		→		<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	
平成 年 月 日		→		<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	
平成 年 月 日		→		<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	

同乗者の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (有の場合は、下記に所属・職名・氏名を記入すること)			
	所 属	職名等	氏 名	備 考

自家用車を利用する理由及び同乗を必要とする理由

業務使用登録番号		現在の心身の状態	適 ・ 不適
----------	--	----------	--------

決 裁

### 自家用車業務使用許可書

上記申請を  承認する。  不承認とする。

(附記事項: \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日

職 名

氏 名

(部局長)

(公印省略)

※ 使用にあたっては、「九州大学における自家用車の業務使用に関する取扱要項」を遵守すること。

※ 決裁後、申請者に写を送付することにより使用許可通知とする。

自家用車業務使用報告書兼地区間移動費請求書（平成 年 月分）

業務使用登録番号		所属・職名		氏名	印
----------	--	-------	--	----	---

下記のとおり自家用車を地区間の移動に使用しましたので報告し、その経費を請求します。

使用許可年月日 業務使用年月日	移動元地区	移動先地区	片道・往復	同乗者	有料道路		請求金額	財源	備考
					往路	復路			
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
平成 年 月 日 平成 年 月 日			<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	人	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道	<input type="checkbox"/> 福岡都市高速 <input type="checkbox"/> 西九州自動車道		<input type="checkbox"/> 大学運営経費( ) <input type="checkbox"/> 寄附金( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
合 計									

※地区間移動費は、片道の額又は往復の合計額に有料道路料金を加算した額を上限として予算の範囲内で請求すること。  
 ※有料道路使用の際は、別途領収書又は利用証明書(ETC利用の場合)を添付すること。

別表

地 区 間		地区間移動費（片道）	
箱崎・馬出地区	⇔	筑紫地区	210 円
箱崎・馬出地区	⇔	大橋地区	120 円
箱崎・馬出地区	⇔	伊都地区	320 円
箱崎・馬出地区	⇔	福岡演習林	180 円
箱崎・馬出地区	⇔	農場	80 円
箱崎・馬出地区	⇔	百道浜地区	120 円
筑紫地区	⇔	大橋地区	100 円
筑紫地区	⇔	伊都地区	420 円
筑紫地区	⇔	福岡演習林	290 円
筑紫地区	⇔	農場	200 円
筑紫地区	⇔	百道浜地区	230 円
大橋地区	⇔	伊都地区	360 円
大橋地区	⇔	福岡演習林	260 円
大橋地区	⇔	農場	130 円
大橋地区	⇔	百道浜地区	140 円
伊都地区	⇔	福岡演習林	510 円
伊都地区	⇔	農場	390 円
伊都地区	⇔	百道浜地区	210 円
福岡演習林	⇔	農場	120 円
福岡演習林	⇔	百道浜地区	290 円
農場	⇔	百道浜地区	180 円

※ 地区間の移動に際し有料道路を利用した場合は、当該領収書又は利用証明書の額を各地区間移動費に加えて請求することができる。



「九州大学における自家用車の業務使用に関する取扱要項」に係るQ&A(会計関連)

	Q	A
1	様式4「自家用車業務使用報告書兼地区間移動費請求書」は1ヶ月分をとりまとめて提出することになっているが、4半期分や半期分などで一括提出させるようにできないか？	原則1ヶ月としているため、各部署の実情に応じ、年度を超えない範囲内で4半期分や半期分とするルールを定めて頂いて差し支えありません。 ただし、年度内での請求を徹底してください。
2	様式4「自家用車業務使用報告書兼地区間移動費請求書」について、各事項を踏まえたうえで、部局の運用に沿ったものに修正してよいか？	様式4の各事項が把握できるものであれば、修正して使用しても差し支えありません。
3	ETCを利用して福岡都市高速の通行料金を精算した場合に添付する利用証明書について、利用証明書に記載される金額は、利用者がカード会社から請求される金額とは相違する場合がある(ETC割引料金が反映されずに表示される場合がある)旨の注意書きがあるが、利用報告書に表示された額を支給してよいか？	福岡北九州高速道路公社に確認したところ、現時点の「福岡高速ETC料金割引」については全て適用後の金額が利用証明書に掲載されるということです。 ただし、「ETC利用照会サービス利用規程」では、西日本高速道路株式会社(NEXCO西日本)の料金と合わせてETCで精算する場合、福岡都市高速のETC障害者割引の適用前の料金が利用証明書に表示されることとされていますが、本件は極めて稀なケースであり、このような場合の自家用車の業務使用は想定しておりませんので、通常は利用証明書に表示されている額を支給して差し支えないと考えます。
4	福岡前原有料道路(拾六町～今宿)間を個人の回数券を利用した場合、通常150円の区間であるが、いくら支給したらよいか？ なお、回数券利用の場合は領収書ではなく利用証明書が発行されるため、添付書類により回数券の利用が否かを把握できる。	地区間移動費の請求は立替払いに基づく請求であり、あくまで実費精算であることを鑑みると、回数券の1枚当たりの単価相当額を支給することになるものと考えます。 なお、回数券は11回券、60回券、100回券とあり、それぞれ単価が異なることから、原則として利用者の申し出により単価相当額を支給することになります。 (参考) 11回券／1,500円 @136円 60回券／7,500円 @125円 100回券／12,000円 @120円
5	他の部局の依頼に基づく地区間移動で、その部局の予算から地区間移動費が支給される場合、どうするのか？	要項では、使用許可の申請、使用報告及び請求は、全て所属部署長にすることになっています。 精算手続きについては要項で明記がありませんので、執行権限の付与や所属部署長への報告後、報告書兼請求書を他部署に送付して精算手続きをしてもらうなど部局間の協議により取り扱って頂いて差し支えありません。
6	地区間移動費や有料道路料金について、競争的資金から支出することは可能か？	各競争的資金のルールに従うこととなりますが、科学研究費補助金及びNEDO産業技術助成事業については、課題の遂行に直接必要な地区間移動であり、かつ、様式3の「自家用車業務使用許可申請書」の「業務内容」欄に当該課題との関連付けられるよう具体的に業務内容を記載している場合については、直接経費で支出しても差し支えない旨、学術研究推進課を通じ交付機関より回答を得ています。 ただし、様式3には単に「NEDO産業技術助成事業に係る業務」ではなく、「NEDO産業技術助成事業(課題名)に係る〇〇〇〇業務」と記載して頂くこととなります。 なお、競争的資金などについては、通常の立替払い請求と同様、年度末の締切には特段の留意をお願いします。
7	地区間移動費や有料道路料金の支給は、経費精算処理か立替払い精算処理か？	地区間移動費は、自家用車の業務使用に係る経費の支弁と考えているため、どちらも立替払い精算処理とします。